

## 補正予算と予算流用に関する内規

(一社) 三重県建築士会

令和2年10月7日 理事会承認

予算の流用とは、規定の予算の金額を相互に融通して使用することであって、予算の不足を補う例外的な手段である。

予算を流用する場合は、相互に科目の性質は同じものでなければならないが、当該予算の執行の目標を達成する手段を変更したことによって、支出科目に変更をきたしたような場合には、性質が異なる節間の流用も認められる。

### ○ 補正予算として扱うもの（事前の理事会承認必要）

1. 予算編成時に想定していなかった又は確定していなかった事業を追加する場合  
(当初の事業計画の追加)。
2. 自然災害・感染症防止対策等により、中止となった講習会・研修会等の事業費を、他の事業費に充てる場合  
(当初の事業計画の変更)。
3. 関係団体からの要請等により、新たな支出が必要となる場合。  
(当初予算では想定していなかった要因)
4. その他 上記に準ずること

### ○ 予算流用できるもの（流用しなければならない時期によっては、正副会長の了承を得た上で執行し、理事会の事後承認を可能とする）

1. 「委員会開催」で、WEB 会議等により、委員会旅費・会議室代を大幅に削減し、委員会に準じた活動をする場合  
(当初の事業計画の合理的な変更)。
2. 予定していた講習会・研修会に代えて類似の講習会・研修会を開催する場合  
(当初の事業計画の合理的な変更)。
3. 常時使用している事務機器類の故障の修理・取り換えが必要な場合  
(当初予算では想定していなかった突発的要因)
4. その他 上記に準ずること。

### 附則

1. この内規は、令和2年10月7日より適用する。
2. この内規の設定及び改廃は、総務委員会に諮り理事会の承認を得るものとする。